

「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」実施方針等に関する質問に対する回答 令和3年6月4日公表(令和3年6月25日 修正)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	基本計画	-	-	-	-	-	雑種地の地目変更に伴う開発許可について 基本計画にて地目に雑種地と記載が御座いますが、雑種地の地目変更に伴う、都市計画法上の開発許可には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	開発許可の要否については、計画内容等により判断が異なるため、開発許可の有無を判断する事前相談にて判断されます。
2	実施方針	3	第1	1	(7)	オ 事業者の収入	(ア)施設整備業務への対価には、設計・建設期間中に発生するSPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェントフィー)、及びSPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	含む方針です。入札説明書等で示す予定です。
3	実施方針	3	第1	1	(7)	オ 事業者の収入	(エ)維持管理及び運営の対価の固定料金には、維持管理・運営期間中に発生する金融機関に支払う手数料(エージェントフィー)及びSPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識理解で宜しいでしょうか。	含む方針です。入札説明書等で示す予定です。
4	実施方針	4	第1	1	(7)	オ 事業者の収入	(オ)開業準備に係る対価には、開業準備期間中に発生する金融機関に支払う手数料(エージェントフィー)及びSPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	含む方針です。入札説明書等で示す予定です。
5	実施方針	4	第1	1	(7)	オ 事業者の収入	(オ)開業準備に係る対価について「開業準備業務終了後」とありますが具体的なタイミングをご教授ください。	入札説明書等で示す予定です。
6	実施方針	4	第1	1	(8)	事業の実施スケジュール	「ア落札者の決定」から「イ事業契約の仮契約」までの期間について、基本協定締結やSPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂戴したく、ご検討をお願いできますでしょうか(現状:1ヶ月)。	入札説明書等で示す予定です。
7	実施方針	4	第1	2	(2)	選定の手順	入札は1グループでも成立するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	実施方針	6	第2	2	(1)	-	入札及び提案書類の受付が、11月となっておりますが月初旬が未か、想定が御座いましたらご提示願います。 また、ヒアリング時期は11月と12月の何れを想定されてますでしょうか。入札及び提案書提出までの期間が短いため、月初・中旬・末等の目安をご提示願います。	入札説明書等で示す予定です。
9	実施方針	6	第2	2	(1)	配送校の見学	配送校の見学は7~9月と夏休みに実施予定とされておりますが、学校の確認可能人数と時期を早めにお示しくださいようお願いいたします。	実施時期は7月下旬~8月初旬を想定しています。実施内容については入札説明書等で示す予定です。
10	実施方針	8	第2	2	(2)	ソ 落札者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結	事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄となる認識で宜しいでしょうか。	基本協定の有効期間は、入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
11	実施方針	8	第2	2	(2)	ソ 落札者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結	特別目的会社（SPC）の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	不可とします。
12	実施方針	8	第2	2	(2)	ソ 落札者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結	S P Cの所在地について、新たに整備する給食センター内の事業者事務室とすることも可能でしょうか。	No11を参照して下さい。
13	実施方針	8	第2	2	(2)	ソ 落札者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結	特別目的会社の所在地は本件施設としてもよろしいでしょうか。	No11を参照して下さい。
14	実施方針	9	第2	3	(1)	エ 入札参加者の構成等	SPCから間接的に業務の受託・請負をし（構成員からの再委託等）、かつSPCに出資することは可能でしょうか。またその場合、当該企業は構成企業や協力企業ではなくその他出資者となる認識で宜しいでしょうか。	可能です。その他出資者との認識でよろしいです。
15	実施方針	10	第2	3	(2)	入札参加者の参加資格要件	FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「ア共通の参加資格要件」記載の内容を満たせばよい認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	実施方針	12	第2	3	(2)	入札参加者の参加資格要件	運営企業の参加資格要件において「3,500食/日規模のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること」とありますが、3,500食/日以上の実績があればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	実施方針	13	第2	3	(3)	参加資格の確認及び失格要件	入札参加グループの構成員が参加資格要件を欠く場合は失格とする記載がございますが、代表企業以外の構成員である場合は、市からの承認に関わらず当該構成員を変更することで失格を免除して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、入札参加グループの構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合に、不合理に失格とする想定はありません。
18	実施方針	13	第2	3	(3)	参加資格の確認及び失格要件	参加資格要件を欠いてはいないが、コストの課題等を事由として構成員が入札参加を辞退した場合も、構成員を変更する等の対応を行うことで失格を免れることはできる認識で宜しいでしょうか。	不可とします。
19	実施方針	13	第2	4	-	審査及び選定に関する事項	入札参加者が1者の場合も、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	No7を参照して下さい。
20	実施方針	14	第3	2		予想されるリスクと責任分担	基本協定書の違約金における連帯債務等は、構成企業及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとなる認識で宜しいでしょうか。	帰責性を有する者の連帯債務とする方針です。入札説明書等で示す予定です。
21	実施方針	15	第3	2		リスク分担表（案）（法令変更）	NO.2.3 その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等とありますが、具体的な想定等があればお示しください。	具体的な想定等があるわけではありません。事業者一般に課される負担等についての法令の新設・変更等については、事業者にて負担して頂く趣旨となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
22	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(法令変更)	2 「本事業に直接関連する法令の新設・変更等」には消防法や建築基準法の法令変更も含まれ、市のリスクとの認識でよろしいでしょうか。	具体的な内容にもよりますが、例えば、消防法や建築基準法の変更により設備を現在の法令よりも増設等する必要が生じ、それによって増加費用が生ずるような場合には、市が負担する考えです。
23	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(法令変更)	No.3の法令変更によるリスク負担について、「その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等」と記載ございますが、どのような法令をご想定でしょうか。	No21を参照して下さい。
24	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(物価変動)	16.17 「物価変動」における について一定範囲まで事業者負担とありますが具体的な数値や条件がありますか。	入札説明書等で示す予定です。
25	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(不可抗力)	22 「不可抗力」について「予見可能な範囲」とは具体的な指標があればお示しください。	具体的な指標は特にありません。なお、不可抗力の考え方は、入札説明書等に示す予定です。
26	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(不可抗力)	22 コロナウイルス感染症等に係って生じた費用(施設整備期間中であれば建設業務の一時中断、維持管理・運営期間中であれば給食提供の中止等)については、No.22不可抗力と同様の整理となる認識で宜しいでしょうか。	コロナウイルス感染症等が発生していれば、およそ建設業務の一時中断等が常に不可抗力となるとまでは言えず、状況に応じた判断となります。不可抗力の考え方は、入札説明書等で示す予定です。
27	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(不可抗力)	No.22の不可抗力によるリスク負担について、「一定範囲までは事業者負担、それ以上は市負担」と記載ございますが、当該範囲を具体的にお示し頂けますでしょうか(設計・建設期間中はサービス対価(施設整備費相当分)の1%に至るまで、維持管理・運営期間は指定管理者制度と同様に事業者側の負担を免除等)。	入札説明書等で示す予定です。
28	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(不可抗力)	No.22の不可抗力によるリスク負担について、「一定範囲までは事業者負担、それ以上は市負担」と記載ございますが、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕(設備入れ替え等)は所有者である自治体が全額費用負担を行い、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る業務に限定して頂くようご検討をお願い致します。	No27を参照して下さい。
29	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(測量・設計)	27 「設計」-「測量・調査」-「整理番号27」記載の市が実施する測量・調査の内容をご教授下さい。また今後、市にて行われる解体工事後の地盤レベル(本事業開始地盤レベル)測定はして頂けますか。また開示はして頂けますか。	道路境界線の測量を実施しています。測量データの提供を希望される方は、学校給食課へメールにてお問い合わせ下さい。また、解体工事後に地盤レベルの測量レベルの測量をする予定はありません。
30	実施方針	16	第3	2		リスク分担表(案)(運営開始の遅延)	49.50 運営開始の遅延リスクにおいて、市でも事業者にも帰責事由を問うことのできない事象は、22の不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて、判断します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
31	実施方針	16	第3	2		リスク分担表(案)(本施設等の損傷)	56 本施設の損傷に関して、市の帰責事由によるもの以外は事業者のリスクとされておりませんが、市及び事業者のどちらにも帰責事由を認められない場合、22の不可抗力を適用するとの認識でよろしいでしょうか。また、第三者による損傷は、第三者の帰責として、補修等費用を第三者へ請求することを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、No30を参照して下さい。 後段は、御理解のとおりです。
32	実施方針	16	第3	2		リスク分担表(案)(本施設等の損傷)	56 本施設の損傷に関して、第三者による損傷で当事者が特定できない場合、22の不可抗力を適用するとの認識でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて判断します。
33	実施方針	16	第3	2		表 リスク分担表(案)	No.56本施設等の損傷について、市の帰責事由によるもの以外は事業者の負担となっておりますが、原案の通りですと、第三者による施設等の損傷も事業者負担となる為、事業者のリスクが過大かと存じます。事業者の善管注意義務違反等、事業者の責に帰すべき事由に限定していただくようご再考願います。	No32を参照して下さい。
34	実施方針	16	第3	2		リスク分担表(案)(光熱水費及び運営費の変動)	N0.63 リスク分担表N063の「給食配送経路の交通事情の変化によるもの」のリスク負担者が事業者となっておりますが、事業者帰責となる場合の具体的な想定があればお示しください。	道路工事等により給食配送経路を変更した際の燃料費の変動等を想定していますが、個別の事象に応じて判断します。
35	実施方針	16	第3	2		リスク分担表(案)(光熱水費及び運営費の変動)	63 給食配送経路の交通事情の変化によるもの、については事業者のリスクとなっておりますが、交通事情については事業者側ではコントロールが出来ません。市の負担として頂きますようお願いいたします。	個別の事象に応じて判断します。
36	実施方針	15	第3	2		リスク分担表(案)(異物混入・食中毒)	71.72 異物混入について調理現場・配送時か、配膳時か 明確にわからない場合も発生することが想定されます。その場合は、市と事業者で情報を共有し再発防止に努めるなどの措置をとれば、減額ポイントの加算などは、発生しないとの考えでよろしいのでしょうか。	個別の事象に応じて判断します。減額ポイントについては、入札説明書等で示します。
37	実施方針	17	第3	2		リスク分担表(案)(配送・配膳の遅延)	76 配膳の遅延のうち、配膳校内の昇降機の故障等に起因するものについては事業者のリスクの範囲外としていただきますようお願いいたします。	事業者の帰責事由により、昇降機が故障等した場合は、事業者のリスクとします。
38	要求水準書(案)	3	第1	3	(4)	法令	本件について「工場立地法」が該当しないとの理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	御理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	7	第1	3	(5)	敷地の概要	インフラ状況 神奈川県営水道、給水装置工事の申し込みに係る『水道利用加入金』及び『審査、検査手数料』については、事業者にて負担と考えて宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	御理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	7	第1	3	(5)	敷地の概要	計画地において緑化規制は、ありますか。ご教示願います。	緑化規制につきましては、平塚市まちづくり条例及び同施行規則を御確認ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
41	要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	ア 提供食数	アレルギー等対応食数は、150食/日（小学校分90食、中学校分60食）を想定...とありますが、献立ごとの最大アレルギー等対応食数は30食/日との理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	御理解のとおりです。
42	要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	イ 献立方式（オ）アレルギー対応専用調理室	専用の調理室は、小学校分と中学校分で別に設けること。...とありますが、ひとつの専用調理室として小学校ゾーンと中学校ゾーンに分離した計画でもよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	原案のとおりとします。
43	要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	イ 献立方式（オ）アレルギー対応専用調理室	...小学校分と中学校分の給食エリア...との表記がありますが、先行案件でも小学校と中学校の給食エリアを区分した事例も少なく、事業者の創意工夫にも影響します。給食エリアの分離について、貴市のお考えをお聞かせいただけますか。	原案のとおりとします。
44	要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	イ 献立方式（オ）アレルギー対応専用調理室	光熱水費のゾーン分け 小学校分と中学校分の給食エリア...との表記がありますが、水道使用量、電力使用量は、それぞれのエリアにて計量を実施すると考えた方が宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	事業者の提案に委ねます。
45	要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	イ 献立方式（オ）アレルギー対応専用調理室	「アレルギー専用の調理室は、小学校分と中学校分の給食エリアに隣接して配置すること」とありますが、ここでいう給食エリアとは煮炊き調理室をさしているのでしょうか。	アレルギー専用の調理室は、「平塚市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づく対応が可能な配置とします。
46	要求水準書(案)	9	第1	3	(6)	ウ 施設形態	「炊飯設備は小学校3献立分と中学校2献立分の計5献立分に対応可能な計画とすること」とありますが、最大何種類の炊飯に対応する設備を整備する必要があるのでしょうか。炊飯設備の台数に大きく影響するため、ご回答をお願いいたします。	最大3種類を想定しています。
47	要求水準書(案)	12	第1	3	(6)	キ 配送校及び学級数等	【児童・生徒及び教職員数並びに学級数の想定】 事業期間における必要最大コンテナ数試算のため、令和6年度以降の各配送校毎の最大学級数をお示し願います。	要求水準書(案)12ページの表について、特別支援級は内数ではなく外数ですので記載を訂正します。また、小学校、中学校の学級数の合計数を追加します。 令和6年度以降の学級数の内訳は、令和2年度の内訳から推計をお願いいたします。
48	要求水準書(案)	13	第1	3	(6)	ケ 光熱水費の負担	...光熱水費（市職員用事務室等の市が専用する部分を除く。）...とありますが、市職員用事務室等とは55ページの一般エリアの市専用部分と共用部分との理解でよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	御理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	13	第1	3	(6)	ケ 光熱水費の負担	貴市が支払う光熱水費については、基本料金等も按分支払いしていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	光熱水費に係る従量料金以外の料金（基本料金等）については、使用量に応じて按分支払いとします。
50	要求水準書(案)	14	第1	3	(8)	ア 災害対策	入札参加者に期待することとして「計画地が浸水想定区域かつ河川保全区域であることから、浸水対策等の災害対策について、工期短縮・コスト削減に資するもの。」とありますが、この項目における「工期短縮」「コスト削減」とは、新施設整備期間中の盛土工事等の「工期短縮」「コスト削減」を指すものでしょうか？あるいは施設整備後に災害が生じた場合の復旧工事に関する「工期短縮」「コスト削減」を指すものでしょうか。	建設工事期間中の浸水対策工事に関する工期短縮及びコスト削減です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
51	要求水準書(案)	14	第1	3	(8)	入札参加者に提案を期待すること	擁壁・盛土による嵩上げ等の施設の浸水対策を行う場合、費用は本事業の予算内で見込まれていますか。また浸水対策費の項目は本工事で分けて計上するのでしょうか。	計上方法は、入札説明書等で説明します。
52	要求水準書(案)	14	第1	3	(8)	ウ コスト削減、省エネルギー化への配慮	システムの導入等 今後の生産年齢人口の減少等により、労働力の確保が困難になることが懸念されることから、効率的な人員配置が可能となる仕組み、システムの導入等とありますが、グランドケトル導入については可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
53	要求水準書(案)	14	第1	3	(8)	エ 地域経済への配慮	「市内事業者の育成や参画、市内雇用の創出に関するもの」との記載がございますが、市内事業者とは本店所在地を平塚市としている事業者との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
54	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	イ 学校給食を活用した、更なる食育の推進	「調理現場の様子が見学できる見学スペースの確保」とありますが、市が想定している見学スペースから見える範囲をご教示ください。	煮炊き調理室等を含む調理工程が見学できることを想定していますが、具体的な見学コースの設定は提案に委ねます。
55	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	イ 学校給食を活用した、更なる食育の推進	「厨芥処理設備の導入」とありますが、生ごみ処理機のような機器の導入を検討されているのでしょうか。	厨芥を水と生ごみに分離・脱水し、残渣室へ圧送する設備等を想定しています。
56	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	イ 学校給食を活用した、更なる食育の推進	…PTA等を対象にした調理実習会や試食会…とありますが、貴市が計画する調理実習会や試食会の開催日数は年間どの程度を想定していますか。ご教示願います。	現時点で具体的な計画はありません。
57	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	イ 学校給食を活用した、更なる食育の推進	…調理実習会や試食会…とありますが、貴市が計画する調理実習会や試食会は年間どの程度の頻度での開催を想定していますか。ご教示願います。	現時点で具体的な計画はありません。
58	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	ウ 未来に続く安定的な給食提供の実施	「災害時も可能な限り稼働できるよう」と御座いますが、どの範囲の稼働を想定されてますでしょうか(事業者提案でしょうか)。市としてどの程度の稼働(供給)が理想と考えていらっしゃいますでしょうか。 またその範囲は「市職員用事務室、移動式回転釜等保管室、トイレ等共用部」だけでよろしいでしょうか。	災害時における稼働は、本市の被災状況等により、炊き出しとして必要な規模の食料供給(炊飯・副食等)を、発災時におけるセンターの状況として可能な範囲で行うことを想定しています。 なお、災害時の稼働(供給)については、協定締結に向けて事業者の意見等も踏まえて協議したいと考えます。 また事務室系統については事務に支障が無い状況での稼働を想定しています。
59	要求水準書(案)	16	第2	1	(2)	実施体制	…施設整備業務責任者として、建築士法第2条第2項に規定される一級建築士を配置すること。…とありますが記載内容から判断して施設整備業務責任者は設計、工事監理を担う企業から選任するとの理解でしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	御理解のとおりです。
60	要求水準書(案)	16	第2	1	(2)	実施体制	…施設整備業務責任者の配置に関しては、協力企業からの選任でも問題ありませんでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	協力企業からの選任も可能とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
61	要求水準書(案)	16	第2	1	(2)	実施体制	「事業者は、本事業における施設整備業務の実施にあたり、市との連絡窓口を一元化するための施設整備業務責任者として、建築士法第2条第2項に規定される一級建築士を配置すること」とありますが、一級建築施工管理技士若しくは給食センター経験者でも可としていただくことはできないでしょうか。	不可とします。
62	要求水準書(案)	16	第2	2	(3)	コ 配膳室の什器、備品等調達業務	事業者の業務範囲として什器が含まれておりますが、要求水準案P52では、「受入室及び配膳室の消耗品・備品の調達は事業者が実施する。ただし、市が調達した什器、備品等などの維持管理については、市が行う。」とあります。事業者側の配膳室業務範囲には什器は含まず、消耗品・事務備品の調達という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
63	要求水準書(案)	17	第2	2	(1)	-	土壌対策汚染法に対する内容として、土地利用履歴調査を事前に市で実施していると記載が御座いますが、調査資料の開示をお願い致します。	過去の明細地図等から地歴を確認したもので、旧植竹住宅跡地は市営住宅以外の地歴はなく、また現田村自転車等保管場は、それ以外では消防訓練所としての地歴と確認しています。資料等を開示する予定は、ございません。
64	要求水準書(案)	17	第2	2	(2)	ク	「逸脱しない範囲で変更を求めることができることとする。」と御座いますが、変更内容に施設整備費の増減が発生する場合は精算となりますでしょうか。	設計変更に伴う増加費用の負担については、入札説明書等で示す予定です。
65	要求水準書(案)	18	第2	2	(4)	ア 本件施設整備	計画敷地外に建設業務時に借り入れのできる空地等は御座いますでしょうか。	借り入れ可能な空地等は把握しておりません。
66	要求水準書(案)	18	第2	2	(4)	ア 本件施設整備	ア 本件施設整備「(カ)近隣及び工事関係者・・・」の近隣の内容で、市として(市が持っている情報として)留意する内容があればご教授下さい。	敷地西側及び南側等の車両や人の通行の安全や交通量等に留意する必要があります。
67	要求水準書(案)	18	第2	2	(4)	ア 本件施設整備	ア 本件施設整備(カ)の近隣住民等への安全確保で、本事業の施設整備(工事)にあたり祭り、行事、交通規制等による安全確保の為に施工(工事)稼働が不可な日や時間規制があればご教授下さい。	現時点では、把握しておりません。
68	要求水準書(案)	18	第2	2	(4)	ア 本件施設整備	ア 本件施設整備「(ク)工事により発生した廃棄物などについては、・・・」の内容で、廃棄物の再生利用として浸水対策として行う盛土に、本事業の杭工事に発生する杭残土を自ら利用としても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 ただし、国土交通省のガイドライン等を遵守し、埋戻しに使用可能な品質を確保することとします。
69	要求水準書(案)	20	第2	2	(13)	イ 竣工検査、引渡	イ 竣工検査、引き渡し「(イ)事業者は、工事完了及び必要な各種設備・備品等の搬入完了後、・・・」に記載される内容は建物竣工検査と解釈し、設備及び備品は建築基準法による完了検査を受けるにあたり最小限必要なもの(主に固定物が前記にあたり、机やテーブル、食缶等移動可能な物は含まれません)として竣工検査を受検すると考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	22	第3	1	(11)	映像資料の作成	映像資料は、供用開始後の実務映像を活用することも多いことから、納品時期についても市と協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	22	第3	7		開業準備業務	「事業者は市職員に維持管理・運営業務全般に関する研修を行うこと。」とありますが、研修の期間や内容などの指定はありますでしょうか。ない場合、期間も内容も事業者の提案によりますでしょうか。	現時点では具体的な指定はありません。事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
72	要求水準書(案)	23	第3	10		開所式	市が行う開所式の支援・協力を行うこと。とありますが開催費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。
73	要求水準書(案)	24	第4	1	(3)	実施体制	維持管理業務の実施状況や本件施設の状況を、専用の管理システム等を活用し保管すると記載がございますが、専用の管理システムとは事業者の提案するシステムとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
74	要求水準書(案)	27	第4	1	(10)	消耗品の調達	「市事務室等市職員が使用する部分も含めて、全て事業者の調達とする。」とありますが、市職員が使用する消耗品等は具体的にどのような品物でしょうか。	「市職員が使用する消耗品等」との記載はありませんが、例示としては、記載のとおり、市職員スペースの管球、ヒューズ等の交換などです。
75	要求水準書(案)	28	第4	2	(1)	ウ 建築物保守管理記録の作成、保管および報告	点検記録を5年以上保管とありますが電子データ保管すれば紙ベースでの保管は不要でしょうか。	御理解のとおりです。
76	要求水準書(案)	28	第4	2	(1)	ウ 建築物保守管理記録の作成、保管および報告	事業期間が終了した時点で保管期間はなくなるということでしょうか。	必要に応じて、資料の保管を求める場合があります。
77	要求水準書(案)	28	第4	2	(2)	イ 要求水準(7)	運転・監視 「建物内を定期的に巡視し、各部屋の空気環境状態を確認し最適な維持に努めること」とございますが、換気扇等の空気調和設備の状況を確認すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	29	第4	2	(3)	イ 要求水準(1)	「植栽を良好な状況に保つこと」と記載がありますが、事業予定地敷地外の植栽の越境や害虫の発生、鳥害の発生は市の対応との認識でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて、判断します。
79	要求水準書(案)	31	第4	2	(6)	イ 要求水準(7)	共通事項 事業者が害虫や鳥害への対策を実施していても、被害が発生する場合、敷地内での原因調査は事業者で実施しますが、その原因が敷地外の植栽に起因することが明らかと認められた場合、調査及び被害にかかる費用は市の負担との認識でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて、判断します。
80	要求水準書(案)	32	第4	1	(6)	イ 清掃業務(1)	a 建物全般(j)には「作業区域内の内壁の床面から1m以上の部分、天井及び窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと」とありますが、b 給食エリア(e)には「長期休暇中には、天井・床・内壁等の洗浄・殺菌、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃等、特別清掃を実施すること」とあります。給食エリア以外の区域の清掃内容及び頻度については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	給食エリア以外の区域の清掃内容・頻度については、建物全般及び一般エリアの記載を参照してください。ただし、a 建物全般(j)については、内壁の床面から1m以上の部分、天井及び窓ガラスの清掃については、小・中学校の長期休暇による実施を想定し、年3回以上とします。要求水準書(案)を修正します。
81	要求水準書(案)	33	第4	2	(6)	イ 要求水準(9)	「末端給水栓から～」次亜塩は最初に確認すれば、その後の使用する水は受水槽に市水が入るので確認不要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
82	要求水準書(案)	35	第4	2	(7)	ウ 要求水準(カ)	(カ) 「機械警備で導入するシステムは、感知センサー・監視カメラを施設内の要所(正面エントランス、通用口、厨房エリア出入口他)に設置し」とありますが、設置箇所は例示であり、事業者が必要な箇所を提案する、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
83	要求水準書(案)	36	第4	2	(8)	ウ 要求水準(オ)	「事業期間終了後の適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこと」とありますが実際の大規模修繕に助言をするのではなく事業終了時に市へ助言をすればよいのでしょうか。	御理解のとおりです。
84	要求水準書(案)	41	第5	3	(1)	ア 食材検収補助業務	泥付き野菜の納品はないという理解でよろしいでしょうか。	現在、想定はしていません。
85	要求水準書(案)	41	第5	3	(1)	ア 食材検収補助業務	カット済野菜の納品はあるのでしょうか。	現在、想定はしていません。
86	要求水準書(案)	42	第5	3		イ 調理業務	卵類 新センターでは衛生面を考慮して、冷凍液卵のみを使用するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
87	要求水準書(案)	42	第5	3		イ 調理業務(イ)	調理室内の調理備品等の色別は、作業工程表別ではなく、作業工程別という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
88	要求水準書(案)	45	第5	3		イ 調理業務(ケ)	アレルギー対応食については除去食が基本という記載がありますが、他調理室からの取り分けは行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
89	要求水準書(案)	45	第5	3		イ 調理業務(ケ)	アレルギー対応食については除去食が基本という記載がありますが、将来的には幅を広げ代替食を提供する可能性はありますでしょうか。	現在、想定はしていません。
90	要求水準書(案)	45	第5	3		イ 調理業務(ケ)	配送・配膳については、児童・生徒専用のフードジャー及び個別食器セットを専用容器にて配送する。とありますが、フードジャー及び個別食器の1人当たりの数をご教示ください。	フードジャー、食器それぞれ1つです。
91	要求水準書(案)	47	第5	3		ウ 配送・回収業務	給食予定時刻 中学校昼食時刻は令和2年度現在の状況であり、今後変更となる可能性があります。変更に伴い配送車両台数が増加する可能性がありますので、配送車両が学校へ到着する時刻については、入札前にルールを決めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	中学校の給食開始時間の考え方は、入札説明書等で示します。
92	要求水準書(案)	52	第5	3		ウ 配送・回収業務	給食予定時刻 児童・生徒が喫食する30分前までに検食ができるよう、学校指定の場所まで給食を運搬する。とありますが、配送車両が学校到着時刻は給食開始時刻の40分前までという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	49	第5	3	(1)	キ 配送車維持管理業務	配送車の保管について、全ての配送車を敷地内で駐車保管するとの理解でしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	本市では保有しない配送車を敷地内に駐車することは、利用用途が限定されていれば、教育財産の目的内利用の範囲で可能と考えられます。
94	要求水準書(案)	53	第5	3	(2)	イ 食材検収業務	『指定日納入食材』の納入頻度をご教示願います。	米は週2回程度、その他の食材は週1回程度を想定しています。
95	要求水準書(案)	53	第5	3	(1)	サ 広報支援業務	b...最大小学校の児童140名程度を想定...とありますが、140名の場合には、大型バス3台程度が本敷地に来るとの理解でしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	大型バス等で本敷地に来る想定ですが、バス駐車場の設置は必須ではありません。敷地内の配置や利用計画については、事業者の提案に委ねます。
96	要求水準書(案)	53	第5	3	(1)	サ 広報支援業務	最大で児童140名程度を想定...とありますが、最大利用時の研修会議室の活用方法はどのようにお考えですか。貴市のお考えをご教示願います。	研修会議室は、食育に関する事業等を想定しています。その他食育に関連する利用については、事業者の提案に委ねます。なお、要求水準書(案)を一部修正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
97	要求水準書(案)	53	第5	1	(1)	サ 広報支援業務b	見学者(食育)の来場者想定は小学校児童140名と記載がありますが、来場頻度の想定は御座いますでしょうか。	小学校受配校21校で年1回程度を想定しています。
98	要求水準書(案)	53	第5	1	(1)	サ 広報支援業務b	情報発信スペースなどはデジタルサイネージなどが考えられますが、企画運営なども提案となりますでしょうか。その場合、事業費に含まれますでしょうか。	企画運営等も提案に含む想定です。費用は、事業費に含まれます。
99	要求水準書(案)	54	第5	3	(2)	キ 食数調整	「10,000人/日以上又は15,000人/日以下とならない可能性がある場合は、サービス対価等の見直しを行う」との記載がありますが、提供対象者数が10,000人/日未満の場合はサービス対価の見直しを行うという理解でよろしいでしょうか。また、最大は15,000人/日という理解でよろしいでしょうか。	食数が10,000人/日未満の場合は、サービス対価の見直しを行います。サービス対価等の見直しを行う上限値は16,000食に修正します。 最大食数は、平塚市学校給食基本構想・基本計画に記載してある食数の将来推計を参照して下さい。
100	要求水準書(案)	55	第6	1		本件施設の概要	各献立の食数 ...小学校3献立分(計9,000食分)と中学校2献立分(計6,000食分)を...とありますが、各献立とも食数は最大3,000食と理解し調理機械等を選定すればよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	中学校は開業時点では、最大3,000食を超える場合があります。 詳細は、平塚市学校給食基本構想・基本計画に記載してある食数の将来推計を参照して下さい。
101	要求水準書(案)	55	第6	1	-	本件施設の概要	「施設規模は事業者の提案によるもの」とありますが、規模の目安は御座いますでしょうか。また施設規模の大小が採点に掛かることは御座いますでしょうか。施設規模は、価格点も影響があるため、価格点の考え方について詳細をご提示願います。	規模の目安を提示する予定はございません。施設規模による評価は現時点では想定しておりません。価格点の考え方につきましては、入札説明書等でお示しする予定です。
102	要求水準書(案)	55	第6	1	-	本件施設の概要	「小学校3献立分と中学校2献立分はゾーンを壁により区分し、各区分ごとに諸室を設ける」と御座いますが、諸室はどこまでを指しますでしょうか。また共用は認められないでしょうか。	一部諸室を見直したうえで、要求水準書(案)のとおりとします。
103	要求水準書(案)	56	第6	3	(4)	オ	洗浄室は蒸気が多く、調理室では御座いませんで「湿度80%以下、温度25以下で管理する」のはエネルギー消費量の観点から作業員に対する局所空調での対応でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。 ただし、局所空調等の組合せにより効率的な運用することも可能とします。
104	要求水準書(案)	56	第6	2		食材搬入用プラットフォーム	もち米や麦、レトルトは調味料、乾物類、冷凍食品の搬入口から納品されるという理解でよろしいでしょうか。	もち米や麦は米と同じ場所に納入する想定です。その他食材の納入場所は、御理解のとおりです。
105	要求水準書(案)	56	第6	2		荷受室、検収室	「調味料、乾物類、冷凍食品」~専用の荷受室、検収室を設けること」とありますが、一般的に、調味料の入荷は毎日ではなく、また納入時間帯も他食材と重ならないタイミングが多いと思いますので、スペースの有効活用のためにも、他(野菜類or肉・魚・卵類)の荷受室、検収室との兼用を認めて頂けないでしょうか。	荷受室は、「野菜類、冷凍食品」「肉、魚、卵類、冷凍食品」「調味料、一般物資」の区分とし、検収室は「野菜類・一般物資・調味料・冷凍食品」「肉・魚・卵・冷凍食品」の区分とします。要求水準書(案)を修正します。 なお、荷受する冷凍食品の区分は、要求水準書(案)の修正版と合わせて、後日提示します。なお、荷受する冷凍食品の区分は、資料11 冷凍食品一覧及び荷受の区分を参照して下さい。
106	要求水準書(案)	57	第6	2		野菜下処理室	「葉物類のレーンには洗浄機を設置」とありますが、異物除去のためには、目視確認が重要です。確認しながら手作業での作業でも、異物混入対策は十分に行えるため、洗浄機の設置は必須とせず、提案に委ねて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
107	要求水準書(案)	57	第6	2		野菜下処理室	葉物類のレーンは洗浄機(高水圧、ジェット水流、気泡洗浄機能のあるものと同以上の性能の物)を設置とありますが、この他にも調理エリアにシステムを導入することは構わないという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
108	要求水準書(案)	57	第6	2		冷蔵室	「冷蔵室は肉・魚・卵類専用と、野菜他加工品等専用のものをそれぞれ下処理前、下処理後に設ける」とありますが、野菜は量も多く、下処理後はすぐに切さい作業に移るため、冷蔵室に保存するタイミングがありません。下処理後の冷蔵室は、厳密な温度管理の必要な「肉・魚・卵類」のみの設置でもよろしいでしょうか。	野菜類は前日処理も想定されるため、冷蔵室は必要となります。なお、野菜類の納品時期は、当日だけではなく前日も予定しているため、要求水準書(案)を修正します。
109	要求水準書(案)	57	第6	2		冷蔵室	調理の不要な添え物は、常温保存のふりかけやジャムのみで、チーズなどの冷蔵保存の必要な食品の提供はないとの理解でよろしいでしょうか。	個付のチーズ、スライスチーズの提供も想定しています。なお、食品庫・調味料庫での保管を想定しています。
110	要求水準書(案)	57	第6	2		洗米室	米以外の麦などの添加物で、洗米が必要なものはありますか。	麦、もち米の洗浄を想定しています。
111	要求水準書(案)	57	第6	2		食油庫	食油の搬入頻度等について、どのような計画としておりますか。現時点での想定で構いませんのでお考えをご教示願います。	現在1回の注油につき3~4回程度の使用を考えています。
112	要求水準書(案)	57	第6	2		食油庫	「納品・回収業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置」とありますが、油の納品、回収方法(一斗缶orローリー車)および、それぞれの頻度および時間帯をご提示ください。	頻度・回収時間の想定はしておりません。食油庫及び廃油庫の配置については、事業者の提案に委ねます。
113	要求水準書(案)	58	第6	2		食品庫・調味料庫	「保管する食材の種別・量により弾力的に整理できることに留意して計画」とありますが、具体的にどのような食材および保管形態を想定されているのか教えてください。	缶詰、調味料については、棚置き、プラスチック等を用いた保管を想定しています。また、個付けのチーズ、牛乳、生クリーム等の乳製品については冷蔵保管を想定しています。
114	要求水準書(案)	58	第6	2		物品倉庫	「物品を保管」とありますが、ここでいう物品は事業者管理のものでしょうか。その場合、設置場所は、一般区域や事業者専用部分を含めた汚染作業区域以外のエリアで可といったように、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	基本は事業者管理の物品で、汚染エリアで使用する物品の保管を想定しています。
115	要求水準書(案)	58	第6	2		汚染食器洗浄室(洗浄ゾーン)	施設の有効的な活用のため、汚染食器を洗浄する場所は通常時は独立した部屋とはせず、汚染食器発生時にパーテーション等で区分けする施設整備としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正し、汚染が広がらない方法での提案に委ねます。
116	要求水準書(案)	58	第6	2		汚染食器洗浄室(洗浄ゾーン)	「ウイルス感染症の発生時において汚染が広がらない計画」とありますので、該当時(=ウイルス感染症の発生時)以外は、壁等で区画されていない計画でもよろしいでしょうか。	No115を参照して下さい。
117	要求水準書(案)	58	第6	2		汚染食器洗浄室(洗浄ゾーン)	『汚染食器洗浄室』はウイルス感染症の発生時に汚染が広がらない計画であれば、通常時は別用途の部屋として使用することは可能ですか。	汚染が広がらない方法での提案に委ねます。
118	要求水準書(案)	58	第6	2		残滓室	専用の処理槽を設置とありますが、処理槽とは排水処理施設という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
119	要求水準書(案)	58	第6	2		回収風除室	配送用及び回収用のドックシェルターを気密性の高い仕様とすることにより、風除室を不要とする提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正し、外部からの虫類・塵埃等の侵入を防止できる方法での提案に委ねます。
120	要求水準書(案)	58	第6	2		回収風除室	回収口は、外部からの虫類・塵埃等の侵入を防止できるドックシェルターを設置するため、洗浄室のスペースの有効活用のためにも、風除室の要不要は、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	No119を参照して下さい。
121	要求水準書(案)	59	第6	2		煮炊き調理室	f 保存食(調理済み食品)用の冷蔵庫を設置する。とありますが、動線や効率性を鑑み他の部屋に保存用冷蔵庫を設置することもよろしいでしょうか。貴市のお考えを教授願います。	他の室でも可能とします。要求水準書(案)を修正します。
122	要求水準書(案)	59	第6	2		揚物・焼物・蒸し物室	中学校献立で、2献立両方が揚物とする献立はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
123	要求水準書(案)	59	第6	2		揚物・焼物・蒸し物室	「小学校については、3献立のうち、揚げ物が2献立、焼き物が1献立又は揚げ物が1献立、焼き物が2献立」とありますが、「資料3-2献立組み合わせ例」において「小学校：第4週5日目Aコース「魚のらソースがけ」Bコース&Cコース」とりのパブリカ焼き」で、焼き物が3献立の組み合わせは、再検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	資料の訂正を行います。
124	要求水準書(案)	59	第6	2		揚物・焼物・蒸し物室	中学校に関しては、揚げ物、焼き物の組み合わせについて記載がありませんが、小学校分の文言および「設置する調理設備は、献立及び作業の内容により共用することを検討し、コスト削減を図ること」という文から推察するに、揚げ物、焼き物がそれぞれ1献立で、重複はないとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、「資料3-2献立組み合わせ例」において、「中学校：第4週3日目Aコース「じゃがいものそぼろあん」(煮物に区分されていますが、資料3-3の献立指示書によると、じゃがいもの素揚げが必要)、Bコース「揚げパン」で、揚げ物が2品となっていますが、この組み合わせは、再検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	揚げ物、焼き物がそれぞれ1献立で、重複はないとの理解で構いません。資料については訂正を行います。
125	要求水準書(案)	59	第6	2		アレルギー等対応食調理室	アレルギーの対応アレルゲンは卵、乳・乳製品、えびとありますが、1献立1つのアレルゲン除去と考えてよろしいでしょうか。	1献立1対応が原則となりますが、八宝菜のように「うずらの卵」と「えび」の一括除去となるものがあります。
126	要求水準書(案)	59	第6	2		上処理室	缶詰の開缶はどこで行う想定でしょうか。	上処理室を基本とします。
127	要求水準書(案)	59	第6	2		上処理室	スペースの有効活用と、スムーズな作業動線確保のため、煮炊き調理室と一体で計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正し、提案に委ねます。
128	要求水準書(案)	59	第6	2		上処理室	効率的な施設整備及び運営業務を提案するため、上処理室は壁で区切った部屋とせず、煮炊き調理室の中の上処理コーナーとする提案としてもよろしいでしょうか。	No127を参照して下さい。
129	要求水準書(案)	60	第6	2		非汚染作業区域準備室	更衣室とありますが、これは要求水準書P61の調理従事者用更衣室(男女別)とは別に設ける白衣用の更衣室という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
130	要求水準書(案)	60	第6	2		コンテナ室	「コンテナ消毒保管機を設けること」とありますが、主な消毒対象は、コンテナの中に収納した食器器具類であって、コンテナそのものの消毒は、機械によらず、「調理場における洗浄消毒マニュアル」に記載の方法でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
131	要求水準書(案)	61	第6	2		配送員控え室	設置場所については、「配送前室に隣接させること」などの記載がありませんので、事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
132	要求水準書(案)	61	第6	2	-	調理従業者用便所	室名「調理従業者用便所」に「g 便所の個室ごとに、座ったまま使用できる手洗い設備、消毒液、使い捨てペーパータオル、足踏み開閉式のゴミ箱等を設置すること。」とありますが、単純に器具類を座った位置から使用できる場所にレイアウトする事と解釈すれば宜しいのでしょうか。	原案のとおりとします。
133	要求水準書(案)	63	第6	2		移動式回転釜等保管室	移動式回転釜は最低1台調達すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
134	要求水準書(案)	62	第6	2		試作調理室	試作調理室内に冷蔵庫や食器棚等を設置する予定はありますでしょうか。貴市のお考えを教授願います。	冷蔵庫、冷凍庫、食器棚ともに設置することとし、要求水準書(案)を修正します。
135	要求水準書(案)	62	第6	2		試作調理室	調理台6台以上設置とありますが、シンクやコンロの数など必要機能をご教示ください。	各台調理台6台ごとに1槽シンク、3口コンロを4台設置してください。
136	要求水準書(案)	62	第6	2	-	-	市職員は10名の配置想定はどのように考えておりますか。常勤または非常勤どちらでしょうか。	女性7～10：男性0～3程度と想定しています。また、市職員は常勤職員とします。
137	要求水準書(案)	62	第6	2	-	-	市専用部分と事業者専用部分は玄関以外の共有は不可でしょうか。	不可とします。
138	要求水準書(案)	64	第6	2		研修会議室 試作調理室	研修会議室と試作調理室は試食会や見学者等の利用が無い時には、事業者用の食堂として利用することも可能でしょうか。	不可とします。
139	要求水準書(案)	64	第6	2		駐車場	「事業者用駐車場を敷地内に設置する場合は、駐車場の使用料金等の使用条件を市と協議する」とありますが、市が想定する駐車場使用料金をご提示ください。	資料12の駐車場・駐輪場の使用料(参考)を参照して下さい。
140	要求水準書(案)	64	第6	2	-	駐車場	事業者駐車場を敷地内に確保する場合の料金等について、ランニングコストへ影響があるため、想定している料金等が御座いましたらご教示願います。	No139を参照して下さい。
141	要求水準書(案)	64	第6	2	-	駐車場	事業者駐車場の台数の制限は、特にないと考えるよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
142	要求水準書(案)	64	第6	2		駐輪場	事業者の従業員が駐輪場を使用する場合、使用料金は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	<u>来客者用の駐輪場と共用して設置する場合は、利用料金を無償とします。ただし、従業員専用の駐輪場として別途設ける場合には、使用料金が発生します。使用料金については、No139を参照して下さい。</u>
143	要求水準書(案)	66	第6	3	(2)	ア 一般事項	2階の便所や汚染配管等は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しない計画とありますが、2重スラブや配管受け設けるなどの対策を講じれば、配置しても問題ないでしょうか。	基本的には原案のとおりとしますが、漏水を感知する措置が施され、修繕等が必要となった場合に運営等へ支障のない計画の場合、協議の上で可能とします。
144	要求水準書(案)	67	第6	3	(2)	イ 構造	建物の構造種別の指定は御座いますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
145	要求水準書(案)	67	第6	3	(2)	ウ 仕上げ等	ウ 仕上げ等で(ウ)内部仕上げの「b 天井には耐震ブレースや耐震クリップを使用すると共に・・・」とありますが、特定天井でなければ耐震ブレースや耐震クリップは不要としても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
146	要求水準書(案)	67	第6	3	(2)	ウ 仕上げ等	「ウ 仕上げ等」の記載内容は給食エリアについての内容で、一般エリアについての表記では無いと解釈して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
147	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	ア 全般(ケ)	雨水の流出抑制等の措置を平塚市まちづくり条例に基づき講じることと御座いますが、抑制量をご指示願います。	平塚市まちづくり条例及び同施行規則を参照してください。
148	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	ア 全般	「(3)敷地内の整備にあたり、土砂の利用を想定する場合、市の土地区画整理事業により発生した土砂を利用することも可能とする。」とありますが、土地区画整理事業の位置、利用可能な土砂の㎡数、地質データ、費用、協議可能であれば連絡先についてご提示いただけないでしょうか。	現在、平塚市大神地内のツインシティ大神地区で、平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合により土地区画整理事業による公共施設整備が進んでいます。土砂の発生状況などは、時期などによっても大きく変化するため、まずは、市都市整備課にお問い合わせください。
149	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	オ その他	防火水槽は既存撤去新設と御座いますが、撤去としている理由は、老朽化の他に御座いますでしょうか。 また、消防からの指導等は御座いましたでしょうか。	新たな学校給食センター整備に際して、既存防火水槽が支障となると想定し、撤去新設としていますが、まちづくり条例に準拠し、かつ消火活動に支障が無い状況であれば、 <u>撤去せず、継続利用することも可能とします。</u>
150	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	エ 植栽(ア)	既存樹木の伐採を事前に予定をされてますでしょうか。 その際に伐根まで行う予定でしょうか。 伐採・伐根を行う場合は、その範囲をご教示願います。	田村自転車等保管場敷地内の樹木については、今年度、伐採・伐根を想定していますが、整備用地のうち河川保全区域内に樹木がある場合については、河川管理者と協議の上、決定します。
151	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	エ 植栽(ア)	緑化については、市まちづくり条例に基づく、必要緑化面積以上であれば良いと考えてよろしいでしょうか。 また、緑化面積に残地する予定の既存樹木は含めてよろしいでしょうか。	No40を参照して下さい。 既存樹木は、基本伐採する予定のため、既存樹木を緑地面積に含む想定はありません。ただし、整備用地のうち河川保全区域内に樹木があり、河川管理者と協議の上、伐採できなければ、その分の既存樹木は算定可能です。
152	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	エ 植栽(ア)	公園施設が平塚市まちづくり条例で必要と想定されるが、開発区域の面積の3%以上の面積を有する公園でなければならないか。 緑地等に振り替えることは可能でしょうか。 また、条例上求められる緑化面積に、公園施設は含まれると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、緑地等への振り替えをする場合には、幅員3メートル以上の緩衝緑地を2か所以内で設置が可能です。 また、公園等は緑化面積に含まれます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
153	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	工 植栽	敷地内及び敷地外周に現存する並木は極力保全するなど敷地内の緑量の確保や連続性に努めること。とありますが、敷地内にある既存の植栽は本工事着工前に貴市にて事前に撤去頂けるという理解でよろしいでしょうか。 また、敷地外周に現存する並木の管理は事業者の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
154	要求水準書(案)	70	第6	3	(3)	オ その他(ア)	防火水槽は「平塚市聖苑と本件施設の両施設利用を想定したものと」と御座いますが、現状ではネットフェンスがあり、相互利用が困難な状況と思われます。既存施設側(フェンス等)の改修は必要でしょうか。	聖苑において火災が発生した場合で、防火水槽を利用した消火活動が必要な場合は、給食センター敷地から消防職員が消火ホースを伸ばし、聖苑敷地側に進み消火活動をする想定です。
155	要求水準書(案)	71	第6	3	(3)	オ その他(イ)	河川保全区域行為許可申請の手続きスケジュールをご教示頂けますでしょうか。	河川管理者(神奈川県厚木土木事務所)に確認してください。
156	要求水準書(案)	71	第6	3	(3)	オ その他(ウ)	敷地南西側の湘南ケーブルネットワーク隣地部分の道路拡張は市が事前に行うと考えてよろしいでしょうか。	事業用地のうち、田村25号線に面する部分の幅は全て事業範囲に含む想定です。現在敷地の南西角を民間事業者に賃貸しておりますが、当該用地の取扱いは入札公告時に提示する予定です。
157	要求水準書(案)	71	第6	3	(3)	オ その他(ウ)	道路幅は6m以上と記載が御座いますが、条例上公益上必要な建物の場合9mとなると考えられます。最低6mの幅で良いか、9mの幅が必要かご教示願います。	条例では、事業内容等により道路幅員が異なりますが、今回は配送する車の出入り等を鑑みて、9mとなるよう幅員してください。
158	要求水準書(案)	71	第6	3	(4)	オ その他	非常用自家発電設備の「通常時の省エネルギーを兼ねた設備」と御座いますが、この意図をご教示願います。	コージェネレーションシステム等を想定しています。
159	要求水準書(案)	71	第6	3	(4)	オ 非常用自家発電設備	オ非常用自家発電設備で「(ウ)非常用自家発電設備は、通常時の省エネルギーを兼ねた設備とすることも可能とする。」の意味するところは、コージェネレーションシステムのことででしょうか。	御理解のとおりです。
160	要求水準書(案)	72	第6	3	(5)	ケ テレビ共同受信設備	テレビ受信設備を設置する場所は市事務室や研修会議室など、市が中心に使う一般エリアという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
161	要求水準書(案)	74	第6	3	(5)	ウ 給水・給湯設備	ウ 給水設備で(イ)の濾過装置とは蒸気配管にフィルターを取付けることを意味するのでしょうか。それとも還水槽の水を濾過装置にてろ過するのでしょうか。	蒸気配管にフィルターを取付けること等を想定しています。
162	要求水準書(案)	76	第6	3	(6)	イ 調理設備の仕様(イ)	冷蔵庫、冷凍庫の内装はステンレス製とすること。と御座いますが、記載はタテ型冷蔵庫、冷凍庫で、プレハブ冷蔵庫、冷凍庫は、カラー鋼板でよいという理解でよいですか。	要求水準書(案)を修正し、提案に委ねます。
163	要求水準書(案)	78	第6	3	(6)	イ 調理設備の仕様(イ)	eコンテナ洗浄機 (b) エアブローや加熱で水滴は除去しますが、すべての水は除去できないので、ワイパー等で水を切ることでよいですか。	除去しきれないものについてはワイパー等で構いません。
164	要求水準書(案)	78	第6	3	(6)	イ 調理設備の仕様(イ)	「エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去」とありますが、機械での完全除去は困難なため、ワイパーなどの併用で、コンテナ室のドライ運用が図ればよろしいでしょうか。	除去しきれないものについてはワイパー等で構いません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
165	要求水準書(案)	78	第6	3	(7)	ア 事務備品等	「・・・市職員用事務室の事務備品等は、市が調達する。」とありますが、想定している備品の寸法をご教示願います。	事務室のスペースに応じて、事業者の提案に委ねます。 要求水準書(案)を修正します。
166	要求水準書(案)	78	第6	3	(7)	ア 事務備品等	市職員用玄関の下駄箱について寸法等に市職員用10名程度との記載があり、数量が10との記載がありますが、10名程度の下駄箱を10個との理解でよろしいでしょうか。また、外来者用下駄箱は数量のみ40との記載がありますが、こちらは40人分の下駄箱との理解でよろしいでしょうか。	市職員用の下駄箱は、10人分程度の下駄箱です。要求水準書(案)を修正します。また、外来者用下駄箱は、御理解のとおりです。
167	要求水準書(案)	78	第6	3	(7)	ア 事務備品等	試作調理室の椅子と会議用長机は研修会議室と共用との記載がありますが、試作調理室と研修会議室は隣接させるという理解でよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、必ずしも隣接する必要はありません。
168	要求水準書(案)	79	第6	3	(9)	イ 調理備品(ア)	配送車とコンテナ消毒機の合理的な計画のため、食器と食缶を別々に配送する二段階配送方式でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
169	要求水準書(案)	80	第6	3	(9)	イ 食器等	「試食会用として140名程度分の食器・食缶等を調達」とありますが、試食会は給食センターでの開催のみでよろしいでしょうか。学校で開催する場合は、欠食学級があるなど、通常時のコンテナ積載計画に支障のない範囲で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	140名程度としていますが、必要な分を用意することとし、要求水準書(案)を修正します。なお、試食会は、学校もしくは給食センターで開催する想定です。コンテナ積載計画については御理解のとおりです。
170	要求水準書(案)	80	第6	3	(9)	イ 食器等	献立により、学校には配送せず、センターに残る食器はありますか。	パンの際にはご飯用の食器が残ります。
171	要求水準書(案)	81	第6	3	(9)	ウ 食缶等	汁用食缶が「内外ステンレス製、丸型二重食缶、大16リットル」とありますが、市販品ですべての条件に該当するものは、食缶が空の状態ではスタッキングできない(重ならない)ものしかありません。スタッキングできないと、消毒保管時の収納効率が非常に悪く、膨大な量の食缶消毒保管庫が必要で経済的でないため、「内側アルマイト」も可として頂けないでしょうか。もしくは、容量の指定ではなく、実際に入れる最大量をご提示いただき、容量は事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)を修正し、保温性等に問題がなければ提案に委ねます。
172	要求水準書(案)	81	第6	3	(9)	エ 配膳器具	配膳器具用のカゴは不要ですか。	配膳器具の配送時の運搬方法は提案に委ねます。
173	要求水準書(案)	83	第7	1	(2)	設計計画書	設計計画書のパースはカット数、内観・外観、視点などの指定は御座いますでしょうか。また、模型は不要と考えてよろしいでしょうか。	カット数、内観・外観、視点などの指定はございません。適宜計画内容がわかりやすく伝えられるよう、パース等を作成してください。なお、設計計画書には、模型も含むこととします。要求水準書(案)を修正します。
174	要求水準書(案)	84	第7	1	(4)	計画書名	1項目目、及び2項目目の双方において計画書名が「長期修繕計画書」と記載されていますが、その内容から上段は「維持管理業務・運営業務計画書」の誤記載でしょうか。	1項目は、長期業務計画書、2項目は長期修繕計画書としております。
175	要求水準書(案)	87	第7	2	(2)	維持管理・運営業務に関する報告書等	建築物保守管理記録、外構等保守管理記録などの各種維持管理業務に関する記録は月報として提出すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
176	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(小学校5月)の第2週の2日目のAコース、3日目のCコース、5日目のBコースの「食パン」が「炊き込みご飯」との記載がありますが「学校配送」ではないでしょうか。	訂正いたします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
177	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(小学校5月)の第2週の2日目のAコースの「白身魚のハーブ揚げ」が「汁物」との記載がありますが「揚げ物」という理解でよろしいでしょうか。	訂正いたします。
178	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(小学校5月)の第2週の2日目のAコースの「野菜ミルクスープ」が「煮物」との記載がありますが「汁物」という理解でよろしいでしょうか。	訂正いたします。
179	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(小学校5月)の第2週の2日目のCコースと3日目のAコースと第3週のBコースの「キャベツといんげんのサラダ」が焼き物との記載がありますが「炒め物」であり釜調理という理解でよろしいでしょうか。	訂正いたします。
180	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(中学校5月)の第3週の5日目のAコースは焼き物と蒸し物がありますが、どちらも揚物・焼物・蒸し物室で調理するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
181	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-2 献立組合せ例	(小学校5月)の第4週の5日目のBコースとCコースが同一献立となっていますが、献立が同じになる日もあるという理解でよろしいでしょうか。	訂正いたします。なお、資料では同一献立はありませんが、同じになる可能性もあります。
182	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料3-3 既存調理場の献立指示書(参考)	対面対話で、この資料はあくまでも既存調理場のものであり、新センターにおいては必ずしも則る必要はない旨確認しましたので、細かな調理方法については、事業者の提案に委ねていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	調理方法は栄養士と協議とします。
183	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料4	中学校の配膳校に中古車を使う事も検討しています。中古車には現在パワーゲートがついていないことから貴市にて中学校整備工事を行う際に、プラットホームにリフターの設置をご検討くださいますようお願いいたします。	プラットホームにリフターの設置の予定はありません。
184	要求水準書(案)	-	-	-	-	資料4	中学校において今現在配膳員がおりましたら人数をご教示ください。	現在中学校に配膳員は配置されておりません。
185	要求水準書(案)	-	-	-	-	手作り給食献立(想定) 中華風炊き込みおこわ	米に対する具材の分量が7割程度となっておりますが、炊飯釜で炊き込みごはんを炊く場合には一般的に米に対して具材を4割程度に抑えたとおいしく炊き上がると言われています。具材の分量調整、もしくは白米炊飯後に混ぜ込みすることでよいですか。	具材の分量は、参考としてお示ししたものです。詳細は、事業者の提案により、献立作成時に栄養士との協議により決定します。
186	その他	-	-	-	-	-	廃道手続きについての考え方 現地説明会の際、事業開始時には、道路近辺の植栽やフェンス等、を市において撤去し、更地の状態で工事を開始できるようにすると説明が御座いましたが、事前に廃道手続きが完了するため、都市計画法の開発許可とはならないと考えてよろしいでしょうか。	開発許可の要否については、計画内容等により判断が異なるため、開発許可の有無を判断する事前相談にて判断されます。
187	その他	-	-	-	-	-	造成に伴う開発許可について 今回計画地は東西で高低差があることや、浸水対策としてある程度の造成(切り盛り)が想定されますが、都市計画法29条1項3号の公益上必要な建築物として、都市計画法上の開発許可には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	開発許可の要否については、計画内容等により判断が異なるため、開発許可の有無を判断する事前相談にて判断されます。 なお、都市計画法第29条第1項第3号の公益上必要な建築物に該当するか否かについては、事前相談時に事業形態等を確認し、判断されます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
188	その他	-	-	-	-	-	土地取引面積が5,000平方メートル以上の土地に関する賃借権に今回のPFI事業は該当しないと考えてよろしいでしょうか。 それに伴い、平塚市のまちづくり条例の大規模土地取引行為の届出対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。	大規模土地取引行為の届出については、届出の対象ではありません。
189	その他	-	-	-	-	-	入札・提案までの期間においては、各市対応各課への協議・相談は事業者でおこなってよろしいでしょうか。	御見解のとおりです。なお、協議・相談をしたい案件がありましたら、事前に学校給食課にご連絡ください。